淡路交通株式会社縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本 BC～津名港）の運賃案について

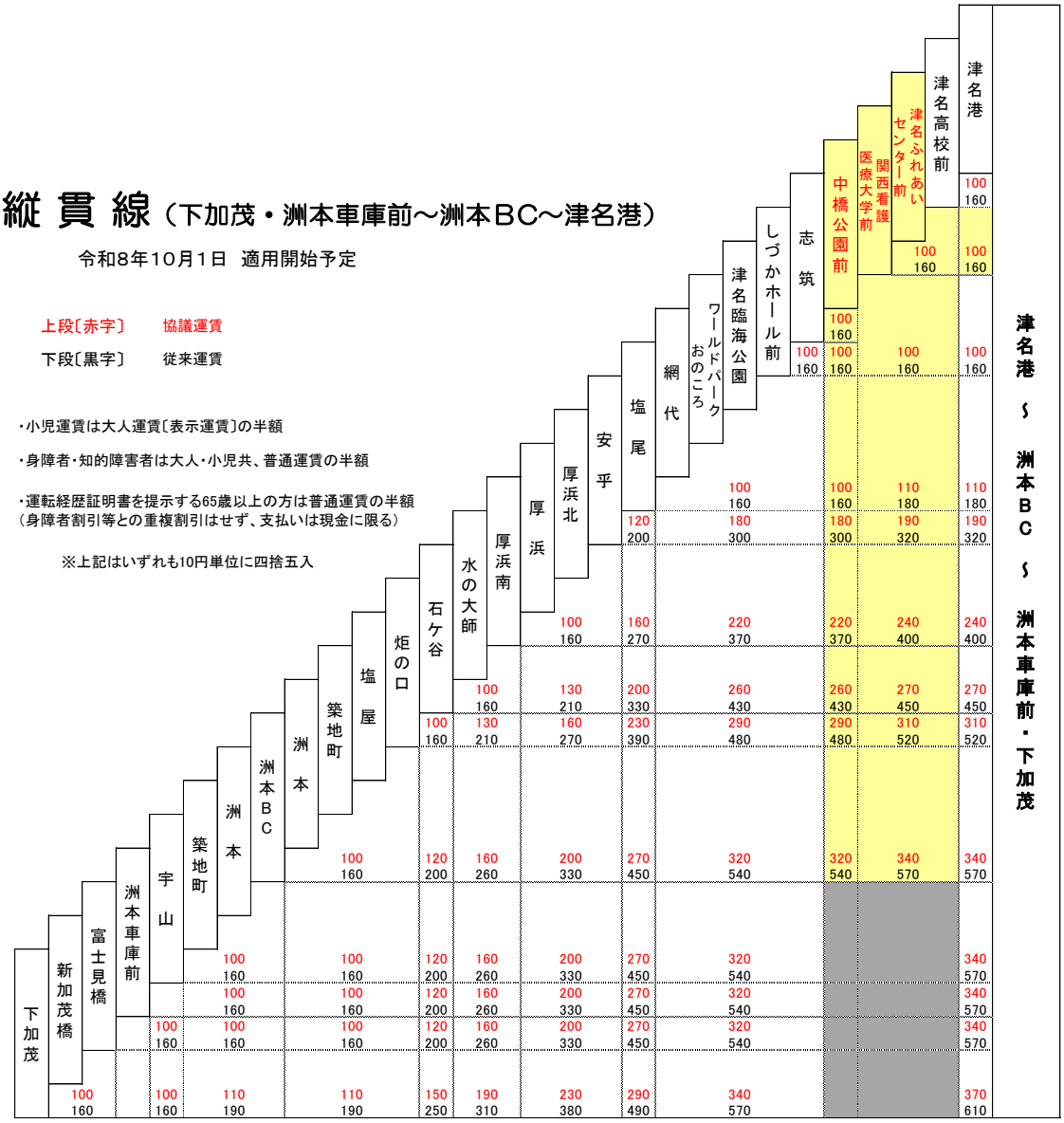

■設定運賃案の概要

・距離制運賃とし、他区間と同じく従来運賃から約 4 割を低減した「協議運賃」として設定します。

※協議運賃とは

道路運送法上、乗合バスの運賃は、原則として国が認可する上限の範囲内で、各バス事業者が決定しますが、この運賃を地域公共交通会議などでの協議に基づき決定することも可能（同法第 9 条第 4 項）となっており、この方法で決定された運賃のことをいいます。